

静岡県地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約第12条第 3 項の規定に基づき、静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課地域交通課長をもって充てる。

3 事務局職員は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、保存その他文書に関し必要な事項は、静岡県において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、静岡県において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
静岡県地域公共交通活性化協議会		てん書	方21	会長名をもって発する文書	1	事務局長